

＜ 令和6年度 消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途 ＞

消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

- ※「社会保障施策に要する経費」とは、
- ・ 社会福祉（障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉など）
  - ・ 社会保険（国民健康保険、介護保険など）
  - ・ 保健衛生（疾病予防対策、健康増進対策など）

富岡市では、社会保障施策に要する経費のうち、①「施設型給付及び地域型保育給付事業」、②「感染症予防対策事業」、③「母子保健事業」に充てることとします。

（歳入）	・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	599,500 千円
（歳出）	・ 社会保障施策に要する経費	1,710,725 千円
	うち充当可能一般財源	617,219 千円
	※ 歳出は充当事業のみ抜粋	

【社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国支出金	県支出金	その他	
児童措置費 施設型給付及び地域型保育 給付事業	1,538,767	719,979	364,592	3,810	450,386
予防費 感染症予防対策事業	127,973	487			127,486
保健事業費 母子保健事業	43,985	3,598	1,038	2	39,347
合 計	1,710,725	724,064	365,630	3,812	617,219